



1 平和祈念公園について

平和祈念公園は、沖縄戦終焉の地、本島南部の糸満市摩文仁に位置し、本土復帰後、都市公園として本格的な整備が始まりました。約 47 ha の広大な敷地には沖縄戦の記録写真や遺品などを展示した「沖縄県平和祈念資料館」や沖縄戦で亡くなられた全ての方々の氏名を刻んだ「平和の礎（いしじ）」、戦没者の鎮魂と永遠の平和を祈る「平和祈念像」、そして、「国立沖縄戦没者墓苑」をはじめ、各都道府県の慰霊塔などが建立されています。

国内外の観光客をはじめ、慰霊団、修学旅行生など、多くの方が来園する公園ですが、対象建物がある霊域ゾーンは沖縄戦で最後の激戦地となった場所であり、墓苑や慰霊塔が建ち、静かでおごそかな雰囲気を見せています。

2 公園内での利用

修学旅行や平和学習関連ツアーでの本公園の滞在時間は 30 分～1 時間程度であり、その間に本公園の主要施設を徒歩にて案内している状況です。そのため、広大な本公園では、各施設間の移動にも時間を要し、「礎」や「資料館」をメインに案内し、時間に余裕がある旅程の場合、「祈念堂」や「慰霊塔」を案内しております。

また、指定管理者が運営する園内バス¹⁾を利用して「慰霊塔」などに訪れている方もいらっしゃいます。

対象建物については、各都道府県の慰霊塔に訪れた修学旅行生等により休憩所として利用されていましたが、現在は老朽化により使用されておらず、再整備が求められています。



1) 園内バス

3 休憩所の整備について

(1) 整備目的

対象の休憩所は、平和祈念公園の南西側に位置し、案内所から一番はなれた休憩所となっており、慰霊塔参拝者の休憩場所として利用されていました。また、摩文仁の丘に設置されていることから眺めが良い場所となっています。現在は老朽化のため使用を止めており、既存建物の建て替え又は改修工事を行います。

(2) 整備条件

① 計画地

所在地 糸満市字摩文仁 444 番地（平和祈念公園内）

計画地の範囲 「配置図」の敷地境界線の範囲

計画地の面積 約 240 m²

用途地域 市街化調整区域

適用基準 都市公園技術標準

（都市公園技術標準解説書 令和7年度版）

都市公園移動円滑化ガイドライン（令和4年3月）

② 施設規模等

休憩所（既存建物）

建築年 昭和 54 年（1979 年）：耐震診断未実施

構造 鉄筋コンクリート造 階数 1 階建て

床面積 36 m²

計画内容

- (ア) 休憩所（既存建物）の建て替え又は改修（改修での提案をする場合は、既存建物の調査方法、改修方法、技術的な工夫等の提案を示すこと）
- (イ) 面積：36 m²程度（建て替え、改修、どちらの場合も）
- (ウ) 構造 不問、基礎は直接基礎を想定
- (エ) 階数 地上1階建て（地下階、屋上階不要）
- (オ) 計画地の範囲内の外構工事

③ 施設機能 休憩所

④ その他条件 園路は現状のままとすること

(3) 概算直接工事費 15,000 千円以内（外構工事費含む）

- ① 県内工事業者が対応できない特殊工法等を採用する場合は、県外調達の費用（運搬費・人件費等）も考慮して下さい。
- ② 概算直接工事費に含まないもの
 - (ア) 共通仮設費、現場管理費、一般管理費、消費税
 - (イ) 磁気探査費
 - (ウ) 既存建物の解体費、アスベスト撤去・処分費
 - (エ) 既存建物の調査費

(4) 整備スケジュール（予定）

- ① 令和8年度以降 実施設計
- ② 実施設計翌年度以降 工事

※予算措置状況等によっては整備スケジュールを変更する場合があります。

(5) その他留意事項

① 配置・外構計画

- (ア) 敷地の範囲内で配置すること。原則、既存建物の同位置とする。（配置を変更する場合は、崖、隣接建物、園路等に配慮すること。）
- (イ) 既存樹木は伐採不可。
- (ウ) バリアフリーに配慮すること。
- (エ) 計画地内にベンチ等の提案は可能。また、敷地の範囲外であっても、ベンチ等の提案は可能とする。
- (オ) 既存ベンチ・石堀の撤去可能
- (カ) 配置図等は参考図面であるため、正確な寸法は実施設計時に測量予定。

② 建築計画

- (ア) 予定地は霊域ゾーンに位置するため、周囲の雰囲気配慮した提案とすること。
- (イ) 海近くに位置することを踏まえ、建築物の劣化要因に配慮した計画とすること。
- (ウ) 休憩所は日射・雨を防ぐこと。
- (エ) 修学旅行生等の団体が利用できるよう、また、雨天時の避難先として利用できるように配慮すること。
- (オ) 照明等の設備設置は不要とする。
- (カ) 敷地南西側のがけ地にある草木は伐採予定であり、海を展望できるようになるため、建物から海を望められるようにすること。
- (キ) 既存の石材等を再利用する場合、工法などの技術的提案を示すこと。

③ 維持管理計画

- (ア) メンテナンスを行いやすい計画となるよう配慮すること。
- (イ) 改修での提案をする場合、耐用年数・ライフサイクルコスト等の検討を示すこと。
- (ウ) 緑化・植栽等を計画する場合は、水やり、落ち葉処理、美観の維持・植替え等、管理上に配慮すること。

④ その他

- (ア) 地盤調査（ボーリング等）やアスベスト調査は、実施設計時に行う予定。
- (イ) 既存建物の構造計算書、耐震診断書は無し。
- (ウ) 公園の利用は8～18時を基本とします。（公園内に有料の小型運行バス有り）